



熊本県公報

第13568号
令和8年(2026年)
9月8日(火)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示	
○漁船保険付保義務の消滅（熊本北部加入区外2加入区）	（団体支援課） 1
○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定	（障がい者支援課） 1
○公金の収納に関する事務委託	（森林整備課） 2
○生活保護法等に基づく指定医療機関の事業の廃止	（社会福祉課） 2
○生活保護法等に基づく指定医療機関の事業の辞退	（ 〃 ） 2
○生活保護法等に基づく指定医療機関の事業の変更	（ 〃 ） 2
○生活保護法等に基づく指定医療機関の事業の指定	（ 〃 ） 3
○生活保護法等に基づく指定施術機関の事業の廃止	（ 〃 ） 3
○生活保護法等に基づく指定施術機関の事業の指定	（ 〃 ） 3
○道路の区域変更	（道路保全課） 4
○道路の区域変更	（ 〃 ） 4
○道路の供用開始	（ 〃 ） 5
公 告	
○熊本県庁で使用する電気に係る一般競争入札落札者等	（財産経営課） 5
○熊本県が所管する施設で使用する電気 その1に係る一般競争入札落札者等	（ 〃 ） 5
○熊本県が所管する施設で使用する電気 その2に係る一般競争入札落札者等	（ 〃 ） 6
○熊本県環境センターの指定管理者の募集	（環境立県推進課） 6
○第2回熊本県公共事業再評価監視委員会の開催	（公共事業再評価監視委員会） 8

告 示

熊本県告示第647号
漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により令和4年（2022年）9月6日熊本県告示第619号で公示した熊本北部加入区、芦北町加入区及び天草町加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務が令和8年（2026年）9月5日限り消滅したので、同条第2項の規定により公示する。
令和8年（2026年）9月8日
熊本県知事 木 村 敬

熊本県告示第648号
児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第21条の5の25の規定により公示する。
令和8年（2026年）9月8日
熊本県知事 木 村 敬

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指 定 年 月 日	事 業 所 番 号	障害児通所支援の種類
多機能型事業所 ティッピー 宇城市松橋町 松橋1662 番地1	合同会社かすがい 宇城市松橋町 松橋370番 地7 中島 孝敏	令和8年（2026年）9 月1日	435270 0308	指定児童発達支援 指定放課後等 デイサービス

熊本県告示第 6 4 9 号
地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号。以下「法」という。）第 2 4 3 条の 2 第 1 項の規定により公金の収納に関する事務（以下「公金事務」という。）を次のとおり委託したので、同条第 2 項及び熊本県会計規則（昭和 6 0 年熊本県規則第 1 1 号）第 2 8 条の 2 の規定により告示する。
令和 8 年（2 0 2 6 年）9 月 8 日

熊本県知事 木 村 敬

1 公金事務の委託を受けた者（以下「指定公金事務取扱者」という。）の名称及び事務所の所在地
(1) 名称 熊本県森林組合連合会
(2) 所在地 熊本県熊本市東区戸島二丁目 3 番 3 5 号

2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等
令和 8 年度（2 0 2 6 年度）県有林整備事業第 3 号業務に係る素材売払代金

3 法第 2 4 3 条の 2 第 1 項の規定による指定をした日
令和 8 年（2 0 2 6 年）8 月 2 4 日

4 法第 2 4 3 条の 2 第 1 項の規定による委託をした日
令和 8 年（2 0 2 6 年）8 月 2 4 日

5 指定公金事務取扱者が委託を受けて公金事務を行うことができる期間
令和 8 年度（2 0 2 6 年度）県有林整備事業第 3 号業務の委託契約期間

熊本県告示第 6 5 0 号
生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 5 0 条の 2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 3 0 号）第 1 4 条第 4 項においてその例による場合を含む。）の規定により次の指定医療機関から事業の廃止の届出があったので、生活保護法第 5 5 条の 3（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 1 4 条第 4 項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。
令和 8 年（2 0 2 6 年）9 月 8 日

熊本県知事 木 村 敬

	医療機関名称	医療機関所在地	廃止年月日
訪問看護	訪問看護ステーション白梅	水俣市昭和町二丁目 4 番 1 6 号	令和 7 年（2 0 2 5 年）5 月 3 1 日

熊本県告示第 6 5 1 号
生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 5 1 条第 1 項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 3 0 号）第 1 4 条第 4 項においてその例による場合を含む。）の規定により次の指定医療機関から指定の辞退の届出があったので、生活保護法第 5 5 条の 3（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 1 4 条第 4 項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。
令和 8 年（2 0 2 6 年）9 月 8 日

熊本県知事 木 村 敬

	医療機関名称	医療機関所在地	辞退年月日
医科	天草ナーシングホーム診療所	天草市本渡町広瀬 1 3 4 7 番地	令和 8 年（2 0 2 6 年）8 月 1 日

熊本県告示第 6 5 2 号
生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 5 0 条の 2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平

成6年法律第30号)第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により次の指定医療機関から変更の届出があったので、生活保護法第55条の3(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により告示する。

令和8年(2026年)9月8日

熊本県知事 木 村 敬

	医療機関名称	医療機関所在地	変更事項		変更年月日
			旧	新	
訪問看護	訪問看護ステーション コスモピアきくよう	菊池郡菊陽町武蔵ヶ丘1-13-13	名称		令和8年(2026年)5月14日
			看護小規模多機能型居宅介護 コスモピアきくよう	訪問看護ステーション コスモピアきくよう	

熊本県告示第653号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により指定医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法第55条の3(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により告示する。

令和8年(2026年)9月8日

熊本県知事 木 村 敬

	医療機関名称	医療機関所在地	指定年月日
歯科	イオンモール熊本アロハ歯科 小児・矯正歯科クリニック	上益城郡嘉島町大字上島字長池2232イオンモール熊本1F	令和8年(2026年)8月1日

熊本県告示第654号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第2項において準用する同法第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により次の指定施術機関から事業の廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により告示する。

令和8年(2026年)9月8日

熊本県知事 木 村 敬

施術の種類	施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	廃止年月日
柔道整復	野口 晃平	NAOSEL菊陽整骨院	菊池郡菊陽町大字津久礼2464サンリーカーリーノ菊陽1F	令和8年(2026年)5月28日
柔道整復	内田 翔也	NAOSEL菊陽整骨院	菊池郡菊陽町大字津久礼2464サンリーカーリーノ菊陽1F	令和8年(2026年)5月28日
柔道整復	佐藤 勇輝	あおば整骨院	玉名郡玉東町稲佐123-4上土井ビルA-1	令和8年(2026年)7月28日

熊本県告示第655号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第1項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定によ

り指定施術機関として次のとおり指定したので、生活保護法第 55 条の 3（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。
令和 8 年（2026 年）9 月 8 日

熊本県知事 木 村 敬

施術の種類	施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
柔道整復	住田 康平	NAOSEL 菊陽整骨院	菊池郡菊陽町大字津久礼 2 4 6 4 サンリーカーリーノ菊陽 1 F	令和 8 年（2026 年） 5 月 2 8 日
柔道整復	山ノ内 達朗	NAOSEL 菊陽整骨院	菊池郡菊陽町大字津久礼 2 4 6 4 サンリーカーリーノ菊陽 1 F	令和 8 年（2026 年） 5 月 2 8 日
柔道整復	葛城 斗真	NAOSEL 菊陽整骨院	菊池郡菊陽町大字津久礼 2 4 6 4 サンリーカーリーノ菊陽 1 F	令和 8 年（2026 年） 5 月 2 8 日

熊本県告示第 6 5 6 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
その関係図面は、令和 8 年（2026 年）9 月 8 日から 60 日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。
令和 8 年（2026 年）9 月 8 日

熊本県知事 木 村 敬

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	玉名山鹿線	玉名郡和水町江田字大久保 4 3 6 番地先から 同所 4 8 4 番 1 地先まで	前	65.5 ～ 94.9	183.0	道路施設 修繕事業
			後	69.4 ～ 97.2	183.0	

2 区域を変更する期日 令和 8 年（2026 年）9 月 8 日

熊本県告示第 6 5 7 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
その関係図面は、令和 8 年（2026 年）9 月 8 日から 60 日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。
令和 8 年（2026 年）9 月 8 日

熊本県知事 木 村 敬

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	宮地岳本渡線	天草市楠浦町字前潟 2 9 7 0 番地先から 同所 2 9 7 6 番地先まで	前	8.0 ～ 14.2	133.2	活力創出 基盤交付金

			後	6.1 ～ 10.0	133.2	
--	--	--	---	------------------	-------	--

2 区域を変更する期日 令和8年（2026年）9月8日

熊本県告示第658号
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。
その関係図面は、令和8年（2026年）9月8日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。
令和8年（2026年）9月8日

熊本県知事 木 村 敬

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路 線 名	供用を開始する区間	延 長 (メートル)	備 考
一般県道	横野矢部線	上益城郡山都町葛原字大別當 836番地先から 上益城郡山都町葛原字開田 796番1地先まで	164.5	活力創出 基盤交付金

2 供用を開始する期日 令和8年（2026年）9月9日

公 告

熊本県公告第506号
特定調達契約につき一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則（平成7年熊本県規則第51号）第11条第1項の規定により次のとおり公示する。
令和8年（2026年）9月8日

熊本県知事 木 村 敬

- 落札に係る物品等の名称及び数量
熊本県庁で使用する電気 9, 885, 102キロワット時
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県総務部総務私学局財産経営課
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- 落札者を決定した日
令和8年（2026年）2月17日
- 落札者の氏名及び住所
中国電力株式会社
広島県広島市中区小町4番33号
- 落札金額
177, 173, 405円
（うち消費税及び地方消費税の額16, 106, 673円）
- 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 特例政令第6条に規定する公告を行った日
令和7年（2025年）12月26日

熊本県公告第507号
特定調達契約につき一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則（平成7年熊本県規則第51号）第11条第1項の規定により次のとおり公示する。
令和8年（2026年）9月8日

熊本県知事 木 村 敬

- 落札に係る物品等の名称及び数量
熊本県が所管する施設で使用する電気 その1 8, 914, 552キロワット時

- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県総務部総務私学局財産経営課
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- 3 落札者を決定した日
令和8年(2026年)2月17日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社V-POWER
東京都港区港南2-10-9
- 5 落札金額
173,803,782円
(うち消費税及び地方消費税の額15,800,343円)
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条に規定する公告を行った日
令和7年(2025年)12月26日

熊本県公告第508号

特定調達契約につき一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第12条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則(平成7年熊本県規則第51号)第11条第1項の規定により次のとおり公示する。

令和8年(2026年)9月8日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
熊本県が所管する施設で使用する電気 その2 11,580,921キロワット時
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県総務部総務私学局財産経営課
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- 3 落札者を決定した日
令和8年(2026年)2月17日
- 4 落札者の氏名及び住所
中国電力株式会社
広島県広島市中区小町4番33号
- 5 落札金額
210,339,470円
(うち消費税及び地方消費税の額19,121,770円)
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条に規定する公告を行った日
令和7年(2025年)12月26日

熊本県公告第509号

県が設置する公の施設における指定管理者について、次のとおり募集する。

令和8年(2026年)9月8日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要
 - (1) 名称
熊本県環境センター(以下「環境センター」という。)
 - (2) 所在地
熊本県水俣市明神町55番1号
 - (3) 施設の規模等
ア 敷地面積 37,479平方メートル
イ 主な建物 環境センター(鉄筋コンクリート2階建て、延床面積1,655平方メートル)
 - (4) 施設の概要
エコ・ステージ、環境シアター、情報プラザ、会議室等
- 2 指定管理者が行う業務
 - (1) 環境センターの施設及び設備の維持及び修繕(保守点検、植栽管理、清掃、警備及び修繕)に関する業務
 - (2) 前号に掲げるもののほか、指定管理者が環境センターの管理上必要と認める業務
- 3 指定管理者の指定期間
令和9年(2027年)4月1日から令和12年(2030年)3月31日まで
- 4 参加資格
次の要件の全てを満たす法人その他の団体であること。
 - (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しな

- いこと。
- (2) 熊本県内に事業所を有すること。
- (3) 熊本県から指名停止措置又は熊本県と熊本県警察本部との間で締結した「指定管理者からの暴力団の排除に関する合意書」に基づく排除措置を受けていないこと。
- (4) 労働者災害補償保険に加入していること。
- (5) 県税、法人税、地方法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。また、手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- (7) 賃金不払いに関する厚生労働省からの通報が知事に対してあり、当該状態が継続している場合であって、明らかに指定管理者として不適当と認められる者でないこと。
- 5 申請の手続
- (1) 申請書類
申請に当たっては、次の書類を提出すること。
- ア 指定管理者指定申請書
- イ 熊本県環境センター指定管理者事業計画書及び熊本県環境センター管理業務の収支予算書
- ウ 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
- エ 法人にあっては、当該法人の登記簿謄本
- オ 申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表、収支決算書その他の団体の財務状況を明らかにする書類
- カ 申請の日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書その他の団体の業務の内容を明らかにする書類
- キ 労働者災害補償保険に加入していることを証する書類（従業員を雇用していない事業者は除く。）
- ク 納税証明書
- (ア) 法人税、地方法人税、消費税及び地方消費税について未納がないことの証明書
- (イ) 熊本県の県税（同県税が課税されていない者で県外に主たる事務所又は事業所を有する者にあっては、主たる事務所又は事業所の所在地の都道府県税）について未納がないことの証明書
- ケ その他知事が必要と認める書類
- (ア) 法人等の設立趣旨、運営方針、事業内容等の概要が分かる書類
- (イ) 県内事業所に係る従業員名簿及び賃金台帳
- (ウ) グループで申請する場合は、グループ構成員表及び協定書（構成員の代表団体、役割分担、代金請求・受領団体等を明らかにした書類）
- (エ) 会社更生法、民事再生法等に基づく更生又は再生手続を行っていないこと及び手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実がないことを証する書面
- (オ) 熊本県と熊本県警察本部との間で締結した「指定管理者からの暴力団排除に関する合意書」に基づき、熊本県が実施する暴力団との関係の有無の確認について協力する旨の申立書
- (2) 申請書の提出先
熊本県環境生活部環境局環境立県推進課（県庁行政棟新館5階）
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-333-2266（直通）
- (3) 提出期間及び提出方法
令和8年（2026年）10月1日（木）から令和8年（2026年）10月8日（木）までの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。持参又は郵送に限り、郵送の場合は、書留郵便により最終日の午後5時までに必着とする。
電子メール及びFAXでの提出は認めない。
- (4) 提出部数
正本1部、副本10部（副本については、写しで可。）
- 6 指定管理候補者の選定
令和8年（2026年）10月中旬頃に開催予定の指定管理候補者選考委員会において、各委員が審査した評点の合計が最も高い申請者を選考委員会の指定管理候補者の選考意見とし、最終的に県において指定管理候補者を選定する。
- 7 募集要項の交付及び掲載
令和8年（2026年）9月8日（火）から令和8年（2026年）10月8日（木）までの間に、5の(2)に掲げる場所で交付及び県ホームページに掲載する。
- 8 現地説明会
- (1) 日時
令和8年（2026年）9月16日（水）午後1時30分から
- (2) 場所
熊本県環境センター 1階 環境学習ルーム
- (3) 説明会への参加を希望する場合は、法人等の名称及び参加者の氏名を5の(2)の

提出先に令和8年(2026年)9月14日(月)午後5時までに連絡すること。

9 留意事項

- (1) 次の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがある。
 - ア 申請書の提出方法、提出先、提出期限等が守られなかったとき。
 - イ 申請書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき。
 - ウ 申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されているとき。
 - エ 申請書に虚偽の内容が記載されているとき。
 - オ その他指定管理候補者選考委員会での協議の結果、審査を行うに当たって不適当と認められるとき。
- (2) 提出された書類は、県庁内での使用及び指定管理候補者選考委員会での検討のため複写する。
- (3) 提出された書類は、熊本県情報公開条例(平成12年条熊本県条例第65号)に基づく開示請求により開示することがある。

10 その他

- (1) 指定管理候補者の選定に当たり、申請者に対して、申請書及び添付書類の内容について説明を求める。
- (2) 指定管理候補者として選定された者を、県議会の議決を経て、指定管理者に指定する。

11 問合せ先

5の(2)に同じ。

登載依頼

熊本県公共事業再評価監視委員会公告第2号

令和8年度(2026年度)第2回熊本県公共事業再評価監視委員会を次のとおり開催します。

なお、当該委員会の傍聴手続は、次のとおりです。

令和8年(2026年)9月8日

熊本県公共事業再評価監視委員会

1 開催日時

令和8年(2026年)9月16日(水)
午前9時00分から午前10時20分まで

2 開催場所

熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県庁行政棟本館 5階 審議会室

3 議事

令和8年度(2026年度)公共事業再評価委員会による現地調査箇所の机上説明について

4 傍聴者の定員

10人

5 傍聴手続

- (1) 傍聴希望者は当該会議の会場において受付をしたうえで、係員の指示に従い、会場に入ることができます。なお傍聴の受付は、原則、開催予定時刻の30分前から開始し、10分前で終了します。
- (2) 傍聴の手続は先着順で行いますので、定員になり次第受付を終了します。

6 問合せ先

熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県公共事業再評価監視委員会事務局(熊本県土木部土木技術管理課)
電話096-333-2490